平成23年8月2日（火）　大分合同新聞（夕刊）

生活パイロット

アダルトサイトの高額請求

業者に連絡せず無視を

アイネスでは、パソコンや携帯電話等のインターネット関連の相談が多く寄せられています。その中でも無料占い、ゲーム、アニメなどのサイトを閲覧していたところ、いつの間にかアダルトサイト等に接続し、高額な請求を受けるといったトラブルの相談が、未成年者をはじめさまざまな方々から寄せられており、勧誘の手口も多様・巧妙化しています。注意しましょう。

【事例】

アイドルのサイトを閲覧中、「動画を見ますか」という画面になり、「はい」をクリックすると、「登録完了」という画面になった。5日以内に登録料15万円支払うよう画面に書かれていた。慌ててパソコンの電源を切ったが、再起動しても請求画面が消えない。相手先へ連絡しようか迷っている。

【アドバイス】

▼インターネット上の契約では、事例のように事前に分かりやすい有料表示がない場合は、契約は不成立と考えられます。また有料表示があったとしても、確認や訂正ができる画面がない場合は、契約の無効を主張できます。このような場合は、請求されても無視しましょう。

▼業者へ連絡を取ることで、個人情報を教えてしまう場合もあります。慌てて連絡しないようにしましょう。IPアドレスや携帯電話番号などで、個人を特定することは通常はできません。

▼興味本位で、不用意にアクセスしないようにしましょう。「無料」だからといって安易にサイトの閲覧や登録をすると、トラブルに巻き込まれることもあります。

▼請求画面が消えない場合は、ネットあんしんセンター（財団法人ハイパーネットワーク社会研究所）へ相談ください。相談電話＝☎097・533・4155

▼トラブルが生じた場合は、できるだけ早く近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス（県消費生活センター）に相談ください。

（県消費生活・男女共同参画プラザ＝アイネス、☎097・534・0999＝消費生活相談電話）